

富士市放課後児童クラブBブロック運營業務委託仕様書

1 業務委託名

富士市放課後児童クラブBブロック運營業務委託

2 委託の期間

契約の翌日から令和12年3月31日まで

※ 契約締結後の開設準備期間における、放課後児童支援員及び補助員等（以下「支援員等」という。）の確保、組織体制（指揮命令系統等）の確立、備品・施設等の確認、学校等関係機関との連携体制の確立、現行の運営主体からの業務引継ぎなどを行う経費は、受託者の負担とする。

3 業務の内容

別紙「富士市放課後児童健全育成事業実施要領（以下「実施要領」という。）」及び「富士市放課後児童クラブ運営基準（以下「運営基準」という。）」に記載のとおりとする。

4 業務の実施場所等

別表に規定する児童クラブのうち、運営委員会等がB事業者への移行を選択し、市が移行を決定した児童クラブとする。

5 委託料

(1) 算出方法

業務委託料は、別紙「富士市放課後児童健全育成事業実施要領（案）」に基づき、年度毎、各放課後児童クラブの状況に応じて支援の単位毎に算出した金額の合計とする。

(2) 支払条件

支払い方法は、市と受託者が協議の上、契約書で定める。

(3) その他

当初の契約時の放課後児童クラブを利用する児童（以下「利用児童」という。）の人数、開所日、障害児の受入数、減免対象利用児童の受入数等の仕様は見込であるため、年度毎の実績（見込み）に基づき、市と受託者が協議の上、年度途中に委託料を変更し確定する。

6 運営委員会等への移行の支援

本契約締結後から令和10年3月31日までの間で、法人移行をしていない運営委員会等があった場合、当該運営委員会等に対する説明会等に関する円滑な移行を支援する業務については本契約に含まれず、別途契約を締結するものとする。

7 その他

本業務の遂行に当たっては、市との連絡調整を十分に行うものとし、この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、その都度協議し決定するものとする。

別表

No.	児童クラブ名	クラブの数	支援の単位数	登録児童数	支援員等の数			位置と施設形態
					主任	支援員	補助員	
1	よしわらっ子児童クラブ	2	2	68	2	2	3	富士市高嶺町6番1号(吉原小学校内教室)
2	伝法児童クラブ	2	2	120(3)	2	10	2	富士市伝法2743番地(伝法小学校敷地内専用施設)
3	神戸児童クラブ	1	1	51	1	2	2	富士市神戸633番地(神戸小学校内教室)
4	大淵児童クラブ	1	2	86	1	6	2	富士市大淵3012番地(大淵第一小学校内教室)
5	富士かじま児童クラブ	3	3	169	3	5	7	富士市本市場273番地の5、富士市本市場280番地の2(富士第一小学校内教室)
6	たごうら児童クラブ	2	3	141(3)	2	12	2	富士市中丸98番地(田子浦小学校敷地内専用施設、田子浦小学校内教室)
7	岩松かりがね学童クラブ	2	2	125	2	1	5	富士市松岡798番地の1(専用施設)
8	広見子どもクラブ	2	4	114	2	8	2	富士市石坂377番地の28(専用施設)
9	丘児童クラブ	3	3	190(2)	4	1	14	富士市厚原2102番地の35(専用施設)、富士市厚原2066番7(専用施設)
10	てんまっ子児童クラブ	1	1	61(5)	1	3	1	富士市天間50番地(天間小学校敷地内専用施設)
11	岩松北児童クラブ	3	4	201(36)	3	8	7	富士市岩本176番地の1(専用施設)、富士市岩本175番地の1(専用施設)
12	富士北児童クラブ	2	2	136	2	9	2	富士中央小学校敷地内専用施設
13	松野ハッピークラブ	1	1	46	1	4	0	富士市北松野1963番地の6(富士川第二小中一貫校内教室)

※ 令和6年4月1日時点。

※ 児童の数は登録児童の総数であり、()内は登録児童のうち日額利用児童の数。令和5年度の日額利用児童の利用回数は、月平均1.4回。

※ 支援員等の数は、在籍職員の総数。